

特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手續等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第七条第一項に基づく指定の取消しの公示

特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手續等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第七条第一項に基づき、平成24年4月1日をもって、独立行政法人 産業技術総合研究所における、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の二第一項に基づく指定を取り消しましたので、次のとおり公示します。

平成24年4月2日
特許庁長官 岩井 良行

1. 指定の取消しについて

独立行政法人 産業技術総合研究所より、特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手續等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第七条第一項に基づき、平成24年4月1日をもって、寄託等の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条同項に基づき、独立行政法人 産業技術総合研究所における、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の二第一項に基づく指定を取り消しました。

2. 指定の取消しの日

平成24年4月1日